申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築住宅課

許認可等の内容		市営住宅入居補欠者の入居順位決定及び入居者の決定		
根拠法令等及び条項		栃木市営住宅条例第7条第6項、第7項		
標準処理期間	IX IX IX	未設定		
	設定等年月日	平成 年	月	日設定
		平成 年	月	日最終変更
	標準処理期間	日		
	根拠条項	栃木市営住宅条例第7条第6項、第7項		
	参考事項			
	設定等年月日	平成22年	3月2	9日設定
		平成26年	2月2	5日最終変更
1			•	

【基準】

栃木市営住宅条例抜粋

(入居者の選考及び決定)

第7条

- 6 市長は、第3項及び第4項の規定に基づいて入居者を決定する場合において、入居者として決定された者のほかに補欠として入居順位を定めて、必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。
- 7 市長は、入居者として決定された者が市営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定するものとする。

審査基準